

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 12 月 2 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
--------------------	-----

厚生年金保険関係	1 件
----------	-----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900263号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900074号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における平成24年12月1日から平成28年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年12月から平成27年8月までの標準報酬月額については11万円から22万円、同年9月から平成28年2月までの標準報酬月額については11万円から20万円とする。

平成24年12月から平成28年2月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月から平成28年2月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、請求者のA社における平成26年9月1日から平成28年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年9月から平成28年2月までの標準報酬月額については24万円とする。

平成26年9月から平成28年2月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者のB社における平成28年3月1日から平成29年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年3月から平成29年5月までの標準報酬月額については11万円から20万円とする。

平成28年3月から平成29年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年3月から平成29年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 24 年 12 月 1 日から平成 28 年 3 月 1 日まで
② 平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 6 月 1 日まで

A 社に勤務した請求期間①の厚生年金保険の標準報酬月額記録が、給料より低く記録されている。また、B 社に勤務した請求期間②の標準報酬月額記録は、既に訂正されているものの、当初、事業主が届け出た標準報酬月額との差額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給料明細書及び預金通帳の写し（以下「給料明細書等」という。）により、請求期間①に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 24 年 12 月 1 日から平成 28 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、給料明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 24 年 12 月から平成 27 年 8 月までは 22 万円、同年 9 月から平成 28 年 2 月までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 24 年 12 月から平成 28 年 2 月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、給料明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額と当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等により確認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成 26 年 9 月 1 日から平成 28 年 3 月 1 日までの期間について、給料明細書等により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の平成 26 年 9 月 1 日から平成 28 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬

月額について、給料明細書等により確認できる本来の報酬月額から、平成 26 年 9 月から平成 28 年 2 月までは 24 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者から提出された給料明細書等及びB社から提出された賃金台帳により、請求期間②に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 6 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、給料明細書等及び上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 28 年 3 月から平成 29 年 5 月までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 28 年 3 月から平成 29 年 5 月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、給料明細書等及び上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額と当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等及び上記賃金台帳により確認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。